

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和8年3月31日まで)

警視庁地域部長
大阪府警察本部長 殿
福岡県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁生企発第473号
令和7年7月24日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

庁内各局部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
その他道府県警察(方面)本部長

地域警察ウェアラブルカメラモデル事業の実施について(通達)

警察庁においては、警戒の空白を生じさせないための組織運営を行うため、「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について(通達)」(令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号ほか)に基づき、地域警察の機能を最大限に発揮した効果的な予防検挙活動等を行うことができるよう、ウェアラブルカメラの活用の在り方について検討を行ってきた。

今般、ウェアラブルカメラの効果や課題を把握するため、地域警察ウェアラブルカメラモデル事業(以下「本モデル事業」という。)を下記のとおり実施することとしたので、実施都道府県警察において、精力的に取り組まれない。

なお、本通達については、関係各局と協議済みである。

記

1 目的

地域警察官の公正な職務執行に対しては、多くの国民から高い関心が寄せられるところ、警察として、職務執行の適正性を客観的に検証することができるようにしておく必要がある。また、犯罪捜査、被疑者の逮捕といった責務を有する警察として、犯罪の現場において、犯罪の証拠を直ちに保全することも、極めて重要である。

こうした観点を踏まえ、街頭活動に従事する地域警察官の職務執行の状況を記録するためウェアラブルカメラを活用することについて、効果や課題を把握することを目

的として、本モデル事業を実施する。

2 実施期間

3か月間

3 実施都道府県警察

警視庁、大阪府警察及び福岡県警察

4 実施体制

(1) 警察庁

ア 総括責任者

(ア) 警察庁に総括責任者を置き、警察庁生活安全局生活安全企画課長をもって充てる。

(イ) 総括責任者は、本モデル事業の適正な実施に係る企画、指導、調整その他必要な事項を行う。

イ 総括副責任者

(ア) 警察庁に総括副責任者を置き、警察庁生活安全局生活安全企画課地域警察指導室長をもって充てる。

(イ) 総括副責任者は、総括責任者の任務を補佐する。

(2) 実施都道府県警察

ア 実施責任者

(ア) 警視庁、大阪府警察本部及び福岡県警察本部（以下「警察本部」という。）に実施責任者を置き、地域警察を所掌する部の長をもって充てる。

(イ) 実施責任者は、実施都道府県警察における本モデル事業の適正な実施に係る企画、指導、調整その他必要な事項を行う。

イ 実施副責任者

(ア) 警察本部に実施副責任者を置き、地域警察に係る企画立案を担当する課の長をもって充てる。

(イ) 実施副責任者は、実施責任者の任務を補佐する。

5 ウェアラブルカメラ等の運用及び管理

本モデル事業におけるウェアラブルカメラ等の運用及び管理について、「地域警察ウェアラブルカメラモデル事業におけるウェアラブルカメラ等の運用及び管理要領(案)」(別添)を参考に実施都道府県警察において要領を策定し、ウェアラブルカメ

ラ、周辺機器、映像等の運用及び管理を適正に行うこと。

6 事業実施前の広報

実施責任者は、本モデル事業の実施について住民の理解が十分に得られるよう、その目的、実施所属、実施期間、前記5により策定した要領の内容等について、本モデル事業の実施に先立ち、ウェブサイトに掲載するなどの方法により広報を行うものとする。広報に当たっては、その内容、方法等について事前に総括責任者と協議するものとする。

7 事業の実施結果の警察庁への報告

- (1) 実施責任者は、本モデル事業の実施結果を総括責任者に報告すること。報告を求める時期及び事項については別途通知する。
- (2) 総括責任者は、実施都道府県警察における本モデル事業の実施結果を取りまとめ、都道府県警察におけるウェアラブルカメラの導入検討に資するよう、得られた知見を共有するものとする。

以上

地域警察ウェアラブルカメラモデル事業における
ウェアラブルカメラ等の運用及び管理要領（案）

第1 目的

この要領は、地域警察官の職務執行の状況を記録するウェアラブルカメラの効果や課題を把握することを目的としたモデル事業（以下「本モデル事業」という。）の実施に際し、使用するウェアラブルカメラ、周辺機器、映像等（以下「ウェアラブルカメラ等」という。）の運用及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な運用及び管理を行うことを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1 ウェアラブルカメラ

本モデル事業で地域警察官が装着して使用するカメラをいう。

2 映像ファイル

ウェアラブルカメラで撮影した映像データと撮影日時等の撮影に関する情報を関連付けて保存したものをいう。

3 管理用パソコン

ウェアラブルカメラの各種設定、映像ファイルの保存等を行うパーソナルコンピュータをいう。

4 マルチチャージャー

ウェアラブルカメラのバッテリー充電機能及びウェアラブルカメラで撮影した映像データを管理用パソコンに出力する機能を有する機器をいう。

5 カメラ装着警察官

ウェアラブルカメラを装着する地域警察官をいう。

6 管理用アプリケーション

映像ファイルを管理するための専用アプリケーションで、管理用パソコンにインストールされているものをいう。

第3 運用管理体制

1 警察本部

(1) 総括運用管理者

ア 警視庁及び道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に総括運用管理者を置き、地域警察を所掌する部の長をもって充てる。

イ 総括運用管理者は、本モデル事業におけるウェアラブルカメラ等の運用及び管理に係る事務を総括する。

(2) 副総括運用管理者

ア 警察本部に副総括運用管理者を置き、地域警察に係る企画立案を担当する課の長をもって充てる。

イ 副総括運用管理者は、総括運用管理者の任務を補佐する。

2 警察署及び自動車警ら隊

(1) 運用管理者

ア ウェアラブルカメラが配備される警察署及び自動車警ら隊（以下「所属」という。）に運用管理者を置き、所属の長をもって充てる。

イ 運用管理者は、総括運用管理者と連携し、所属におけるウェアラブルカメラ等の運用及び管理を行う。

(2) 運用主任者

ア 所属に運用主任者を置く。運用主任者は、所属の運用管理者が指定する。

イ 運用主任者は、運用管理者の任務を補佐する。

(3) 運用担当者

ア 所属に運用担当者を置く。運用担当者は、所属の運用管理者が指定する。

イ 運用担当者は、運用主任者の指示の下、ウェアラブルカメラ等の運用管理に関する事務を担当する。

第4 機器の管理

- 1 ウェアラブルカメラは、「警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか別添）第1の4(8)で規定する外部記録媒体の特性を備えることから、関係規程に基づき、持ち出しの状況を記録するなど、運用管理者の指揮の下、組織的に管理しなければならない。

- 2 運用管理者は、管理用パソコン及びマルチチャージャーを、警察署地域課執務室及び自動車警ら隊隊務室内に設置し、設置した管理用パソコンをセキュリティワイヤーにより固定しなければならない。
- 3 運用主任者及び運用担当者は、マルチチャージャーに接続したウェアラブルカメラの紛失又は盗難を防止するため、適切に管理しなければならない。
- 4 カメラ装着警察官は、マルチチャージャーにウェアラブルカメラを接続するときを除き、活動中は常時ウェアラブルカメラを装着しておかなければならない。
- 5 カメラ装着警察官は、ウェアラブルカメラを装着したときは、脱落防止ひもを容易に外れない部位に結束しなければならない。

第5 認証情報等の登録等

1 管理用アプリケーションの認証情報の登録等

- (1) 運用管理者は、所属で運用する管理用アプリケーションを適正に管理するため、運用主任者、運用担当者及びカメラ装着警察官に係る認証情報の登録、変更及び抹消並びに必要な権限の付与を行うものとする。
- (2) 運用管理者は、登録した認証情報を適切に管理するとともに、認証情報が不要となった場合は、速やかに認証情報の登録を抹消するものとする。

2 ウェアラブルカメラの使用者登録

- (1) 運用管理者は、所属で運用するウェアラブルカメラの使用者を管理するため、カメラ装着警察官に対し、本人を特定するための情報を登録した二次元コードを付与するものとする。
- (2) カメラ装着警察官は、付与された二次元コードをウェアラブルカメラに読み取らせ、使用者登録を行った上で、ウェアラブルカメラを使用するものとする。

第6 ウェアラブルカメラによる撮影

1 撮影の開始及び終了

カメラ装着警察官は、屋外又は不特定多数の者が出入りする場所における職務執行の状況を撮影するものとし、原則として、警察施設外における職務執行を開始するときに撮影を開始し、警察施設に戻ったときに撮影を終了するものとする。

2 撮影の一時停止及び再開

カメラ装着警察官は、次に掲げる場合に該当するときは速やかに撮影を一時停止し、該当しなくなったときは速やかに撮影を再開するものとする。

ア 居宅、事務所その他の不特定多数の者の出入りが想定されない場所における職務執行を行う場合

イ 交通指導取締活動中に交通切符等の書類を作成する場合

ウ 撮影を継続することにより職務の遂行に支障が生じると認めた場合

3 留意事項

- (1) カメラ装着警察官は、撮影に当たっては、被撮影者のプライバシーを不当に侵害することがないように十分配慮するものとする。
- (2) カメラ装着警察官は、胸部又は肩部で前方から容易に認識できる位置に、ウェアラブルカメラが撮影中であることを示す表示及び赤色ランプが隠れないようにして、ウェアラブルカメラを装着するものとする。
- (3) カメラ装着警察官は、被撮影者から撮影に対する疑念や拒絶の意思等が示された場合は、撮影の目的や必要性について丁寧に説明し、理解を得るよう努めるものとする。
- (4) カメラ装着警察官は、第三者の管理権限の及ぶ施設において撮影を行う場合は、事前又は事後に、管理者から撮影に関する承諾を得るよう努めるものとする。

第7 映像の管理

1 映像ファイルの作成及び一時保存

- (1) カメラ装着警察官は、原則として、勤務交替のため警察施設に戻った際に、装着していたウェアラブルカメラをマルチチャージャーに接続するものとする。これにより、ウェアラブルカメラ本体内でパスワードによりロックされ記録されていた映像データを管理用パソコンにパスワード解除の上出力し、同パソコン内に映像ファイルを作成するものとする。
- (2) 映像ファイルの保存期間は、管理用パソコンに映像ファイルが作成された日から起算して90日間とし、消去は管理用パソコンにより自動で行うものとする。

2 映像ファイルの取扱い

- (1) 映像ファイルは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に基づく場合を除き、次に掲げる目的以外の目的のために利用してはならな

い。

ア 地域警察官の職務執行状況の事後的な確認

イ 適正な地域警察活動の確保

ウ 現に犯罪が行われた場合又は事故が起きた場合における証拠の保全

(2) 運用管理者、運用主任者若しくは運用担当者又は運用主任者の承認を受けた職員は、(1)アからウまでの利用目的のために映像ファイルを管理用パソコンに映し出して閲覧することができる。ただし、運用主任者の承認を受けた職員が閲覧する場合には、運用主任者又は運用主任者が指定した職員が立ち会わなければならない。

(3) (1)アからウまでの利用目的のために映像の一部を収めた画像又は映像ファイルを出力した外部記録媒体を利用する必要がある職員は、あらかじめ「映像ファイル提供依頼書」(別記様式)に必要な事項を記載した上で、運用管理者(当直時間帯においては、運用主任者)に提出するものとする。

(4) 運用管理者は、「映像ファイル提供依頼書」の提出をした職員に対して、次に掲げる映像ファイルに限り、提供することができる。ただし、当直時間帯においては、運用管理者に代わり運用主任者が提供することができる。この場合において、運用主任者は、当直時間帯終了後速やかに、運用管理者に報告するものとする。

ア 苦情、紛議等の対象となった地域警察官の職務執行状況が映り込むなど、当該状況を事後的に確認するための資料として活用することが見込まれるもの

イ 警察官の受傷事故防止又は適正な地域警察活動に係る教養のための資料として活用することが見込まれるもの

ウ 現に行われた犯罪又は現に起きた事故の現場が映り込むなど、当該犯罪・事故に関する証拠として活用することが見込まれるもの

エ その他利用目的に資する資料として活用することが見込まれるもの

(5) 運用主任者又は運用担当者は、「映像ファイル提供依頼書」に記載された依頼内容その他の必要な情報を管理用アプリケーションに入力し、記録するものとする。

(6) 映像ファイルは、編集及び消去の操作を行ってはならない。ただし、第6の1及び2によらずに撮影した場合であって被撮影者から削除を要請されたときその他総括運用管理者が特別な事情があると認めた場合には、消去することができる。

(7) 映像ファイル、映像の一部を収めた画像及び映像ファイルを出力した外部記録媒

体については、個人情報の保護に関する法律、都道府県の情報公開条例等及び警察情報セキュリティポリシー、都道府県警察の文書管理規程その他関係規程に基づき適切に取り扱うものとする。

第8 情報セキュリティ等

1 情報セキュリティ

- (1) 本モデル事業における情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、本要領及び警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、都道府県警察における関係規程の定めるところによる。
- (2) 総括運用管理者及び運用管理者は、本モデル事業の情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 管理対象情報の分類

本モデル事業において取り扱うことのできる「警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目」（令和5年9月28日付け警察庁丁技企発第790号別添）第4の1(2)ア(ア)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
	2（中）	2（高）	1（低）

第9 警察本部及び警察庁への報告等

1 即報事案

- (1) 運用管理者は、本モデル事業の実施に関して、社会的反響が大きいことが見込まれる事案（事故・紛議等）、機器の紛失・盗難事案、使用する機器に関する重大な障害等（以下「即報事案」という。）を認知した場合は、速やかに総括運用管理者に報告するものとする。
- (2) 総括運用管理者は、即報事案を認知した場合は、速やかに警察庁生活安全局生活安全企画課に報告するものとする。

2 運用管理に関する協議

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラ等の運用管理について疑義が生じた場合は、警察庁生活安全局生活安全企画課に報告し、協議するものとする。

第10 教養・訓練

総括運用管理者及び運用管理者は、カメラ装着警察官に対し、ウェアラブルカメラによる撮影、撮影した映像及び機器の管理等を適正に行うことができるよう、必要な教養を行うとともに、必要に応じて訓練を実施するものとする。

第11 報告・公表

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像ファイルの取扱い状況について、本モデル事業終了後速やかに、都道府県公安委員会に報告するとともに、都道府県警察のウェブサイトにおいて公表するものとする。

令和 年 月 日

〇〇警察署（自動車警ら隊）長 殿

映像ファイル提供依頼書

「依頼内容」及び「利用目的」は、該当するものにチェックすること。

項 目	内 容			
事 案 概 要				
事案取扱日時	令和 年 月 日 午 時 分頃から	令和 年 月 日 午 時 分頃まで		
カメラ装着警察官	係： 氏名：			
依頼内容	<input type="checkbox"/> 映像の一部を収めた画像の提供 <input type="checkbox"/> 映像の外部記録媒体への出力			
利用目的	<input type="checkbox"/> 地域警察官の職務執行状況の事後的な確認 <input type="checkbox"/> 適正な地域警察活動の確保（ ） <input type="checkbox"/> 現に犯罪が行われた場合や事故が起きた場合における証拠の保全			
依 頼 者	所属	係	氏名	警電
参 考 事 項				

受理所属記載欄			
受理者	映像ファイル番号	専用アプリへの入力	処理結果
		<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 画像の提供 <input type="checkbox"/> 外部記録媒体へ出力